

日連 21 第 800 号
(業 1 第 58 号)
平成 21 年 10 月 26 日

税制審議会会長 殿

日本税理士会連合会
会長 池田 隼 啓

諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

記

一、所得税における所得控除と税額控除のあり方について

(諮問の趣旨)

わが国の税制において、所得税は、いわゆる基幹税として位置付けられており、極めて重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、過去の税制改正において減税が行われるとともに、所得税率のフラット化が進められたことから、近年では、財源調達機能が低下するとともに、所得再分配が適切に行えなくなっているのではないかという意見があります。

この問題については、現在、15 種類にのぼる控除項目と 8 種類の加算措置が設けられている所得控除制度のあり方が重要な論点になると考えられます。同制度は、税率を適用する前の課税所得の計算段階で控除するため、課税ベースを狭める要因になっています。また、累進税率の下で、高所得者に有利に作用することをどのように考えるかという問題も含まれています。

この点に関して、近年、所得控除から税額控除にシフトすることが適切ではないかという意見があります。少子化が進行するなかで、子育て支援などの観点からは、所得控除よりも税額控除のほうが有効であるという考え方ですが、さらに、給付と税額控除を組み合わせた、いわゆる給付付き税額控除制度の導入も検討課題に上っています。

そこで、所得税制における所得控除と税額控除のあり方について、現在の社会経済情勢を踏まえて検討していただきたく、貴審議会に諮問いたします。